

議案第2号

全国知事会規約の一部改正について

全国知事会規約の一部を次のとおり改正する

平成19年12月19日提出

全国知事会
会長 麻生 渡

役員任期及び残任期間制度の改正(案)について

現行規約（第6条関係）	改正（案）
<p>第2項 役員任期は、4年とする。</p> <p>第3項 補欠により選任された役員任期は、<u>前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第4項 役員在任中に知事選挙が行われ同一人が当選した場合は、その者が引き続き<u>その残任期間</u>役員となる。</p>	<p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年とする。 ・2年とする。(残任期間制度の廃止) ・<u>その任期の期間</u>役員となる。 <p>【規約改正の適用時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現会長の任期 平成19年5月23日から適用する。 ・会長を除く役員任期 従前の例による。(任期満了等に伴う改選時から任期を短縮して適用する。) ・会長の残任期間制度 廃止する。(現会長から改正後の規定を適用する。) ・会長以外の役員残任期間制度 廃止する。(任期満了等に伴う改選時から適用する。)

〈上記改正に伴う関係規定の整備〉

同規約第6条の規定を準用している常任委員会の委員の任期の規定を整備する。(第25条関係)

全国知事会の会長、副会長、理事及び監事の選任に関する規則第19条(会長、副会長、理事又は監事に欠員が生じた場合の選任)第3項の残任期間の規定を整備する。